

西宮市立図書館予約サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第10号）第4条第1項に規定する「資料の館外貸出を受けることができる者」に対する、西宮市立図書館（以下、「図書館」という。）における予約サービスについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、予約サービスとは予約及びリクエストをいう。

2 前項の予約とは、図書館が所蔵する資料の優先利用申込みをいい、リクエストとは、図書館が所蔵していない資料の優先利用申込みをいう。

(受付方法)

第3条 予約は、館内利用者用端末、図書館ホームページ、図書館の窓口、電話で申し込むものとする。

2 リクエストは、図書館の窓口で申し込むものとする。

(冊数)

第4条 予約ができる図書は20冊までとし、次の各号に掲げる図書を含むものとする。

(1) コミック4冊まで

(2) 大型絵本1冊まで

(3) 夏期（7月・8月）の課題図書2冊まで

2 図書のほか、予約ができるCDは2点までとする。

3 リクエストできる冊数は、図書を20冊までとし、予約冊数に含むものとする。

(リクエストを受け付けない資料)

第5条 次に掲げる資料は、原則として、リクエストを受け付けないものとする。

(1) 西宮市立図書館資料収集管理要綱第5条第5項第2号及び第3号に規定する資料

(2) コミック

(3) 図書館が収集していない雑誌

(4) 視聴覚資料

(予約等の取消し)

第6条 次に掲げる場合は、予約及びリクエストを取消し、又は無効とする。

(1) 利用者から取消しの申出があったとき

(2) 提供可能となった予約資料の取置期間が経過したとき

(3) 提供できない資料であるとき

(4) その他館長が認めたとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、読書振興課長が別に定めるものとする。

る。

付 則 この要綱は平成 30 年 12 月 4 日から実施する。

付 則 この要綱は平成 31 年 2 月 13 日から実施する。

付 則 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。